

語り部県外派遣運營業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

東日本大震災及び原子力災害の発生から 15 年が経過し、全国的に風化が進む中、震災の記憶と教訓をいかに伝承していくかが大きな課題となっており、語り部等の生の声による伝承の継続がますます重要となっている。

本事業は、語り部を県外に派遣し、語り部講演を通して、語り部の活動機会の拡大と県内の伝承施設等への来訪の誘因を図り、風評払拭及び交流人口拡大の更なる効果向上を目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 語り部県外派遣運營業務委託
- (2) 業務内容 別紙「語り部県外派遣運營業務委託仕様書」(案)
(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 委託業務期間 契約締結日より令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託費の上限 20,940,260 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県文化スポーツ局生涯学習課ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年4月23日(木)午後3時まで(必着)

(2) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(3) 提出方法

質問書(様式第1号)により、生涯学習課宛に電子メールにより提出してください。件名は「【質問】語り部県外派遣運營業務委託」とし、電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

生涯学習課メールアドレス: shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年4月27日(月)までに、生涯学習課ホームページで公表します。なお、個別の回答は行いません。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「語り部県外派遣運營業務委託公募型プロポーザル参加申込書」(様式第2号)等を下記期限までに提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木)午後3時まで(必着)

(2) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(3) 提出方法

参加申込書(様式第2号)を電子メールにより提出してください。件名は「【参加申込】語り部県外派遣運營業務委託」とし、送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

(4) 参加資格審査

参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を書面で通知します。

7 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、「6 参加申込書の提出」による手続きを行ったうえで、企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- ・規格及び量は、A4版20ページ以内(表紙、目次を除く。)とする。
- ・表紙には「語り部県外派遣運營業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。その他の様式は任意とする。
- ・ページ番号は表紙、目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

イ 見積書(任意様式、A4版とする。委託契約額の上限(項番2(4)参照)の範囲内で見積もること。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 事業者概要(様式第3号)

オ 業務実施体制書(様式第4号)

(2) 提出期限

令和8年5月8日(金)午後3時まで(必着)

(3) 提出先

「14 問合せ先及び各種書類の提出先」のとおり

(4) 提出方法及び提出部数

以下の方法で、紙媒体又は電子データで提出すること。

ア 紙媒体で提出する場合

- ・正本1部、副本5部を持参又は郵送により提出すること。
- ・持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。ただし、提出期限当日は午後3時までとする。
- ・郵送の場合は、郵便書留等により、提出期限までに到着するように送付すること。

イ 電子データで提出する場合

- ・提出期限までに電子媒体一式を「14 問合せ先及び各種書類の提出先」記載のメール

アドレスに送付した上で、電話により送付した旨をお知らせください。

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- (1) 本事業仕様書中、【必須業務】に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行ってください。
- (2) 仕様書に記載されている【提案を求める内容】について具体的な提案を行ってください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- オ その他、生涯学習課が予め提示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。
- オ 本事業は、福島再生加速化交付金を活用し実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負いません。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

各社から提出された企画提案書について、審査委員会は下記の審査基準により書面審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者(単独随意契約候補者)を決定します。

(2) 審査基準及び配点

下記審査基準に基づき総合的に審査します。

【審査基準及び配点】

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・ 本事業の目的や業務内容を十分に理解しているか。	5
2 業務体制	・ 業務を実施する上で十分な体制が整っているか。	5
	・ 派遣先で語り部にトラブルがあった場合、緊急時の対応体制が整っているか(県への報告等含む)。	5
3 運営能力	・ 派遣語り部が派遣申込者のニーズを捉えた講話を行う工夫がされた提案となっているか。	10
	・ 委託事業者と派遣申込者と語り部の円滑なコミュニケーションが図られる工夫がされた提案となっているか。	5
	・ ネットワーク会議と円滑にコミュニケーションを取る独自の方法が提案となっているか。	5
4 広報	・ デザイン案は見た者にとってわかりやすく訴求力のある内容となっているか。	10
	・ 事業チラシの周知先の拡大について工夫された独自のルートによる提案となっているか。	10
	・ 費用を抑えた周知方法となっているか。	10
	・ 動画の具体的なターゲットの提案がなされているか。動画を用いた本事業の認知向上につながる工夫がされているか。	10
5 企画性	・ 語り部の知識の習得やスキルの向上を図る研修内容及び視察先の具体的な提案をしているか。	10
	・ 仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があり魅力的な提案がされているか。	10

6 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	5
合計		100

【業務委託予定者の選定方法】

・各審査員の評価点を集計して、総合点数が最も高い提案者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

・総合点数が同点となった場合、審査委員会による協議の上、業務委託予定者を決定します。

11 審査結果発表

(1) 期日

令和8年5月13日（水）予定

(2) 発表方法

参加者に対して、書面で通知します。

また、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

12 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。契約事業者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

(4) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により

契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

(5) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(6) その他

契約候補者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、その者とは契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

また、本事業は国の福島再生加速化交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行います。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがあります。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切負担しません。

13 主なスケジュール（予定）

- (1) 令和 8 年 4 月 21 日(火) 公告（募集要領の HP による公表）
- (2) 令和 8 年 4 月 23 日(木) 質問書の提出期限（午後 3 時まで）
- (3) 令和 8 年 4 月 27 日(月) 質問回答
- (4) 令和 8 年 4 月 30 日(木) 参加申込書の提出期限（午後 3 時まで）
- (5) 令和 8 年 5 月 1 日(金) 参加資格確認結果の通知
- (6) 令和 8 年 5 月 8 日(金) 企画提案書等の提出期限（午後 3 時まで）
- (7) 令和 8 年 5 月 13 日(水) 書面審査結果の通知（予定）

14 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（本庁舎 5 階）

福島県文化スポーツ局生涯学習課（担当：舟木）

電話：024-521-7784

E-mail：shougaigakushuu@pref.fukushima.lg.jp